第117期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

（事業報告）

当行の新株予約権等に関する事項…… 1頁

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針…… 3頁

業務の適正を確保する体制…… 3頁

特定完全子会社に関する事項…… 6頁

親会社等との間の取引に関する事項…… 6頁

会計参与に関する事項…… 6頁

その他…… 6頁

（計算書類）

株主資本等変動計算書…… 7頁

個別注記表…… 8頁

（連結計算書類）

連結株主資本等変動計算書…… 15頁

連結注記表…… 16頁

（2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで）

株式会社 山梨中央銀行

上記の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ（https://www.yamanashibank.co.jp/）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

１．当行の新株予約権等に関する事項

(1)　事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く。）	① 名称 株式会社山梨中央銀行第１回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式　　5,980株 ③ 新株予約権の行使期間 2011年７月30日から2041年７月29日まで ④ 権利行使価格（１株当たり） １円 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。	２名
	① 名称 株式会社山梨中央銀行第２回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式　　7,300株 ③ 新株予約権の行使期間 2012年７月31日から2042年７月30日まで ④ 権利行使価格（１株当たり） １円 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。	２名
	① 名称 株式会社山梨中央銀行第３回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式　　5,840株 ③ 新株予約権の行使期間 2013年７月30日から2043年７月29日まで ④ 権利行使価格（１株当たり） １円 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。	２名
	① 名称 株式会社山梨中央銀行第４回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式　　4,740株 ③ 新株予約権の行使期間 2014年７月26日から2044年７月25日まで ④ 権利行使価格（１株当たり） １円 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。	２名
	① 名称 株式会社山梨中央銀行第５回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式　　4,380株 ③ 新株予約権の行使期間 2015年７月30日から2045年７月29日まで ④ 権利行使価格（１株当たり） １円 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。	３名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く。）	① 名称 株式会社山梨中央銀行第６回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式　　8,640株 ③ 新株予約権の行使期間 2016年７月30日から2046年７月29日まで ④ 権利行使価格（１株当たり） １円 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。	５名
	① 名称 株式会社山梨中央銀行第７回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式　　10,260株 ③ 新株予約権の行使期間 2017年７月29日から2047年７月28日まで ④ 権利行使価格（１株当たり） １円 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。	７名
	① 名称 株式会社山梨中央銀行第８回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式　　10,800株 ③ 新株予約権の行使期間 2018年７月27日から2048年７月26日まで ④ 権利行使価格（１株当たり） １円 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。	７名
	① 名称 株式会社山梨中央銀行第９回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式　　29,900株 ③ 新株予約権の行使期間 2019年７月27日から2049年７月26日まで ④ 権利行使価格（１株当たり） １円 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。	10名
社外取締役	―	―
監査役	―	―

（注）2018年10月１日付で行った５株を１株とする株式併合により、「目的となる株式の種類及び数」は調整されております。

(2)　事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

2．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

3．業務の適正を確保する体制

（業務の適正を確保する体制）

当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という）の構築に関する基本方針を以下のとおり定めております。

(1)　当行の取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

① 当行は、法令等遵守を経営の最重要課題と位置付け、全ての取締役および職員の行動規範として制定したコンプライアンス規定に則り、職務を執行する。あわせて、具体的な手引きとしてコンプライアンス・マニュアルを、また実践計画として研修プログラムを含むコンプライアンス・プログラムを年度当初に作成し、半期ごとに各々取組状況を把握し、態勢の強化に努める。さらに内部通報制度を有効に活用し、組織の自浄機能の向上に努める。

② コンプライアンス委員会は、当行のコンプライアンス態勢の整備・確立に向けた施策を審議するとともに施策の実施状況を把握し、評価等を行う。

コンプライアンスに係る統括部署は、コンプライアンス委員会事務局を務め、当行のコンプライアンス態勢の整備・確立に向けた施策を統括・管理するとともに、同部署は、特に経営に重大な影響を与える事案等について取締役会へ報告を行う。

各部所室店に配置されたコンプライアンス責任者は、各所属部署のコンプライアンスへの取組みの統括・管理を行う。

③ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固たる態度で関係を遮断し排除する。

反社会的勢力への対応を統括する部署を定めるなど組織として対応する体制を整備するとともに、反社会的勢力対応規定に則り、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力からの不当要求に対しては毅然とした態度で臨む。

(2)　当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 当行は、全ての紙・電子文書についての管理の基本方針として、文書管理ポリシーを定め、文書管理に係る損害が発生するリスクを抑え、適正な業務遂行を確保する。

取締役の職務の執行に係る重要文書は、同ポリシーに則り、堅確に管理し適時適切に活用する。

② 株主総会議事録および取締役会議事録については、１０年間の保存を義務付け、閲覧可能な状態を維持する。

③ また、前記②以外の各取締役が関わるその他重要な会議議事録等についても、文書管理規定の定めるところに則り保存・管理する。

(3)　当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当行は、統合的リスク管理規定に基づき、リスク・カテゴリー毎にリスク管理部署を定め、各種リスク管理規定に則った適正なリスク管理に努める。

② リスク管理委員会は、経営に係る諸リスクを的確に把握し、適切に管理することを目的に、リスク管理態勢の向上を図る。また、リスク管理の状況を把握し、評価等を行う。

リスク管理に係る統括部署は、リスク管理委員会事務局を務め、各部所管業務に関するリスク管理への取組みについて統括・管理するとともに、全てのリスクの把握に努める。

また、同部署は統合的リスク管理状況について、定期的に取締役会および各種会議体へ報告を行う。さらに、「リスク管理状況報告書」を半期ごとに取りまとめ、リスク管理委員会および取締役会へ報告を行う。

③ 危機が表面化した場合、緊急事態対応基本規定および業務継続計画等に則り、円滑な業務の遂行および事業の継続性確保に努める。

(4)　当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当行は、取締役と執行役員を置き、両者に業務執行を委嘱している。

② 当行は、各種会議の効率的な運営を通して、取締役による迅速かつ合理的な意思決定に資するため、主要会議体の目的および付議基準を明確に定める。

③ 業務執行を委嘱された取締役および執行役員は、所管する各種業務に必要な規定を制定し、それらに則り業務を適正に執行する。

④ 取締役および執行役員は、委嘱された各業務執行部門に中期経営計画、総合予算計画および教育研修計画等を策定させるとともに、それらの達成に向けてマネジメントにあたる。

⑤ 業務執行の適正を確保するためのひとつとして、内部監査部門は代表取締役の命を受け、取締役会の定める内部監査規定等に則り、内部管理体制の有効性を検証する。

(5)　当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当行は、グループ会社の運営管理の担当部署を置き、グループ会社運営管理規定に基づき、グループ会社の状況に応じ必要な管理を行う。なお、同規定の中で、重大な危機が発生した場合の報告等についても規定している。

② グループ会社は、当行の取締役が社外役員として出席する毎月開催のグループ会社取締役会において、リスク管理の状況および業務の執行状況等を報告する。併せて、同状況を常勤監査役に報告する。

③ 当行は、グループ会社に対し、当行制定のコンプライアンス規定、コンプライアンス・マニュアルの遵守および年度当初策定のコンプライアンス・プログラムに則り、その実践を求める。

④ 当行内部監査部門は、グループ各社との業務監査委託契約に基づき監査を実施し、業務の適正化に努める。

(6)　財務報告の信頼性を確保するための体制

① 当行は、財務報告に係る内部統制基本規定を定め、その中で、当行およびグループ各社の財務報告に係る内部統制の基本方針を掲げている。

② 内部統制委員会は、内部統制の基本方針に基づき、内部統制統括部署、企画部署、実施部署、評価部署の対応状況を統括・管理する。

(7)　当行の監査役の職務を補助すべき使用人の配置およびその使用人の取締役からの独立性等に関する事項

① 当行は、監査役の職務の実効性を高めるため、監査役室を設置するとともに専任の監査役スタッフを置き、監査役の職務の補助にあたらせる。

② また、その使用人は、当行の就業規則に従うが、取締役からの独立性を確保するため、当該使用人への指揮命令権は監査役（会）に属するものとし、異動、処遇（考課を含む）、懲戒等の人事事項については、監査役と事前協議のうえ実施する。

(8)　当行の監査役への報告に関する体制

① 当行およびグループ各社の役職員は、法令等の違反行為等、当行またはグループ会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、速やかに当行の監査役に報告する。

② 前記にかかわらず、監査役は必要と認めた事項について、当行およびグループ各社の役職員に対して報告を求めることができる。

③ グループ会社統括部署および内部監査部門等は、グループ会社に問題が発生したときには速やかに監査役に報告する。

④ 当行およびグループ各社の役職員が監査役への報告を行った場合、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当行およびグループ各社の役職員に周知徹底する。

(9)　当行の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、取締役会ほか重要会議への出席、内部監査部門・コンプライアンス部門・会計監査人との連携等を通じ、監査役の監査の実効性確保に努める。

② 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互認識と信頼関係を維持する。

(業務の適正を確保する体制の運用状況の概要)

当行では、上記体制の構築に関する基本方針に基づき、内部統制システムが適切に整備され、運用されていることを確認しております。

当事業年度（第117期）における基本方針に基づく運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行

① 定例取締役会を12回、臨時取締役会を２回、常務会を44回、コンプライアンス委員会を13回、リスク管理委員会を12回開催いたしました。

② 中期経営計画および半期の業務運営方針・施策に基づき、四半期ごとのモニタリング等を通じて、当行グループの業績管理を実施いたしました。

(2) コンプライアンス態勢

① コンプライアンスの実践計画として研修プログラムを含むコンプライアンス・プログラムを年度当初に定め、全役職員に周知徹底しております。また、半期ごとに取組状況をコンプライアンス委員会・取締役会に報告し、コンプライアンス態勢の強化に努めました。この他、コンプライアンス態勢の実態把握のため、全営業店に対してコンプライアンス臨店を実施しております。

② 内部通報制度につきましては、「ヘルプライン運営規定」に則り対応しております。本規定では、制度の実効性向上を図るために、当行グループの全ての役職員からの相談・通報に応じる窓口を本部内および社外（弁護士）に設けるとともに、匿名による相談等も可としております。また、相談等を行った者が不利益な取扱いを受けないことを明文化しております。

(3) リスク管理体制

① 取締役会およびリスク管理委員会は、リスク管理統括部署から統合的リスク管理状況について、定期的に報告を受けるとともに、半期ごとに取りまとめた「リスク管理状況報告書」による報告を受け、リスク管理状況の把握に努めました。

② リスク管理委員会は、「サイバーセキュリティ強化に向けた取組状況について」また、「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の概要について」報告を受け、対応を指示しております。

③ 当行は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止を経営の最重要課題の一つと捉え、実効性ある管理態勢を整備・確立し、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止に取り組んでおります。

(4) グループ管理体制

① グループ会社に関する統括部署および業務に関する業務所管部署は、「グループ会社運営管理規定」に基づき、グループ各社の状況に応じた管理・監督を行うとともに、各社の非常勤役員となっている当行取締役が、毎月開催のグループ会社取締役会に出席し、リスク管理の状況および業務の執行状況等について報告を受けました。

② 内部監査部門は、グループ各社との業務監査委託契約に基づき監査を実施し、グループ各社の業務の適正性を確認いたしました。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることの確保

① 当行は、監査役の職務を補助する専任の２名のスタッフを監査役室に配置しております。スタッフは監査役の指揮命令のもと同室で職務を遂行し、また取締役からの独立性を確保するため、異動・評価等人事事項については、監査役と事前に協議する態勢をとっております。

② 監査役の職務の執行について生ずる費用については予算に計上するほか、監査役が費用の前払いまたは債務の弁済の請求をした場合は、速やかに処理しております。

③ 当行は、当行またはグループ会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等については、担当取締役が速やかに監査役に報告するレポーティングラインを構築しております。

また、監査役は、グループ会社の代表取締役からも定期的に業況報告等を受けております。

なお、監査役へ報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことが規定に明記され、周知徹底されております。

④ 常勤監査役は、代表取締役と随時意見交換を行うほか、社外監査役を含む監査役全員との定期的な意見交換を行っております。監査役全員は取締役会に出席するほか、常勤監査役は常務会等重要な会議へ出席し、その状況を社外監査役に報告しております。

このほか常勤監査役は内部監査部門と毎月意見交換を、社外取締役および会計監査人とは定期的にコミュニケーションを行っております。

4．特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

5．親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

6．会計参与に関する事項

該当ありません。

7．その他

該当ありません。

第117期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	15,400	8,287	—	8,287	9,405
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
別途積立金の積立					
自己株式の取得					
自己株式の消却			△1,729	△1,729	
自己株式の処分			0	0	
利益剰余金から資本剰余金への振替			1,729	1,729	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	—	—	—
当期末残高	15,400	8,287	—	8,287	9,405

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	193	144,101	5,458	159,158	△2,006	180,839
当期変動額						
剰余金の配当			△1,135	△1,135		△1,135
当期純利益			3,430	3,430		3,430
別途積立金の積立		1,500	△1,500			
自己株式の取得					△1,128	△1,128
自己株式の消却					1,729	
自己株式の処分					58	58
利益剰余金から資本剰余金への振替			△1,729	△1,729		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	1,500	△934	565	659	1,225
当期末残高	193	145,601	4,524	159,724	△1,347	182,064

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	36,663	—	36,663	174	217,676
当期変動額					
剰余金の配当					△1,135
当期純利益					3,430
別途積立金の積立					
自己株式の取得					△1,128
自己株式の消却					
自己株式の処分					58
利益剰余金から資本剰余金への振替					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△23,083	△26	△23,110	△27	△23,137
当期変動額合計	△23,083	△26	△23,110	△27	△21,912
当期末残高	13,579	△26	13,553	147	195,764

第117期（2020年３月31日現在）個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法
　商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
２．有価証券の評価基準及び評価方法
（1）有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。ただし、その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
　なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
（2）有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
　デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
４．固定資産の減価償却の方法
（1）有形固定資産（リース資産を除く。）
　有形固定資産は、主として定率法（ただし、1998年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
　また、主な耐用年数は次のとおりであります。
　　建　物　　３年～50年
　　その他の有形固定資産　２年～20年
（2）無形固定資産（リース資産を除く。）
　無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。
（3）リース資産
　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。
　なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
　外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
６．引当金の計上基準
（1）貸倒引当金
　貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
　破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
　また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
　貸出条件緩和債権等を有する債務者及びその関連先に係る債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
　上記以外の債権（正常先債権及び要注意先債権のうちキャッシュ・フロー見積法を適用した債権を除いた債権）については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
　すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
(3) 役員賞与引当金
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
(4) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。
なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理
(5) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
(6) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
7．ヘッジ会計の方法
金利リスク・ヘッジ
金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象である金融資産から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として取引ごとに個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。
ヘッジの有効性の評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件が概ね同一であることをもって有効性の評価に代えております。
8．消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。
ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

追加情報

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は今後一定程度継続すると想定しております。この期間において一部の業種等への影響は一時的に深刻となるものの、政府や自治体の経済対策や金融機関による支援等により、貸出金に多額の損失が発生する事態には至らないという仮定をおいております。ただし、収束が遅延し、影響が長期化した場合には将来において追加的な損失が発生する可能性があります。

注記事項

（貸借対照表関係）

1．関係会社の株式及び出資金総額　　4,110百万円
2．貸出金のうち、破綻先債権額は2,540百万円、延滞債権額は19,051百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は12百万円であります。
なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,855百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は26,459百万円であります。
なお、上記２．から５．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号　2002年２月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,985百万円であります。
7．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	302,708百万円
担保資産に対応する債務	
預金	26,428百万円
債券貸借取引受入担保金	35,349百万円
借用金	206,597百万円

また、その他の資産には、金融商品等差入担保金300百万円及び保証金277百万円が含まれております。
8．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は329,350百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが305,751百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9．有形固定資産の減価償却累計額　34,225百万円
10．有形固定資産の圧縮記帳額　　740百万円
11．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は5,443百万円であります。
12．取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額　　105百万円
13．関係会社に対する金銭債権総額　7,347百万円
14．関係会社に対する金銭債務総額　10,596百万円
15．銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第４項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に５分の１を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上することとされております。
ただし、銀行法施行規則第17条の７の４の規定により、剰余金の配当をする日における資本準備金、利益準備金の総額が当該日における資本金の額以上であるため、当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金は計上しておりません。

（損益計算書関係）

1．「その他の経常費用」には、投資信託解約損4,014百万円を含んでおります。
2．関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	136百万円
役務取引等に係る収益総額	59百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	23百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	48百万円
役務取引等に係る費用総額	346百万円
その他の取引に係る費用総額	316百万円

3．以下の資産グループについて、地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失額
山梨県内	営業用資産	土地及び建物等	293
	遊休資産	土地	274
山梨県外	営業用資産	リース資産	5
合　計	—	—	574

資産のグルーピングの方法は、営業用資産は原則として営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）、遊休資産は各々の資産単位としております。また、本店、電算センター、社宅・寮等は共用資産としております。
回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価額等合理的に算定された価額から処分費用見込額を控除して算定し、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを割り引いて算定しております。
なお、当事業年度の回収可能価額の算定において、使用価値による場合の割引率は1.9%であります。

4．関連当事者との取引は、以下のとおりであります。
(1) 親会社及び法人主要株主等
該当ありません。
(2) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属　性	会社等の名　称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	山梨中央保証株式会社	所有 直接 99.65% 間接 0.16%	保証取引 役員の兼任	貸出金に対する保証	229,418 (注2)	—	—
				保証料の支払	281 (注3)	未払費用	23
				代位弁済額	99	—	—

(注) 1．取引条件は、一般の取引先と同様に決定しております。
2．上記の取引金額は、当事業年度末に同社から保証を受けている貸出金の残高を記載しております。
3．上記の取引金額以外に、各種ローン債務者から直接同社に支払われた保証料があり、その金額は137百万円であります。

(3) 兄弟会社等
該当ありません。
(4) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属　性	会社等の名称又は氏名	議決権の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
役員及びその近親者	古屋　俊仁	0.02%	当行監査役 顧問弁護士	資金の貸付	—	貸出金	96
				利息の受取	2	—	—
				弁護士報酬	3	—	—
役員及びその近親者	山寺　英一郎	0.11%	当行取締役の義兄	資金の貸付	0	貸出金	174
				利息の受取	2	—	—

(注) 取引条件は、一般の取引先と同様に決定しております。

（株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	962	1,200	1,228	934	(注)

(注) 1．当事業年度中の増加株式数の内訳は以下のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加	1,200千株
単元未満株式の買取請求による増加	0千株

2．当事業年度中の減少株式数の内訳は以下のとおりであります。

ストック・オプションの権利行使による減少	28千株
自己株式の消却による減少	1,200千株
単元未満株式の買増請求による減少	0千株

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1．売買目的有価証券（2020年３月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	―

2．満期保有目的の債券（2020年３月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	2,890	2,901	10
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	2,553	2,535	△17
合計		5,443	5,437	△6

3．子会社・子法人等株式（2020年３月31日現在）

該当ありません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場の子会社・子法人等株式の貸借対照表計上額は4,110百万円であります。

4．その他有価証券（2020年３月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	36,044	14,197	21,846
	債券	487,219	474,252	12,966
	国債	305,852	295,434	10,418
	地方債	132,659	130,841	1,817
	社債	48,707	47,976	730
	その他	245,066	234,820	10,245
	うち外国証券	57,736	54,091	3,645
	小計	768,330	723,271	45,059
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	11,653	14,632	△2,979
	債券	197,905	199,668	△1,763
	国債	8,466	8,560	△93
	地方債	136,124	137,106	△981
	社債	53,313	54,002	△688
	その他	235,212	256,112	△20,899
	うち外国証券	1,971	2,033	△61
	小計	444,771	470,414	△25,642
合計		1,213,101	1,193,685	19,416

(注) 上記には、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等（貸借対照表計上額及び取得原価3,061百万円）を含めておりません。

5．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）
該当ありません。

6．当事業年度中に売却したその他有価証券（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株　式	3,828	1,299	488
債　券	30,366	158	—
国　債	30,366	158	—
地方債	—	—	—
社　債	—	—	—
その他	30,061	2,090	49
うち外国証券	5,695	106	—
合　計	64,256	3,548	537

7．保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8．減損処理を行った有価証券
売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。
当事業年度における減損処理額は、256百万円（うち、株式154百万円、債券102百万円）であります。
また、時価が「著しく下落した」と判断し、減損処理する基準は以下のとおりであります。
(1) 決算日における当該有価証券の時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄については一律減損処理。
(2) 下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去１年間の時価水準を勘案したうえで、回復の可能性がない銘柄について減損処理。
(3) 下落率が30%未満の銘柄については、発行者の財政状態等を勘案し、必要と認める場合に減損処理。

（金銭の信託関係）

1．運用目的の金銭の信託（2020年３月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額 （百万円）
運用目的の金銭の信託	9,991	△2

2．満期保有目的の金銭の信託（2020年３月31日現在）
該当ありません。

3．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2020年３月31日現在）
該当ありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	2,717百万円
貸倒引当金	1,980
有価証券償却	1,253
減価償却費	517
その他	1,843
繰延税金資産小計	8,311
評価性引当額	△3,276
繰延税金資産合計	5,035
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△5,836
その他	△1,776
繰延税金負債合計	△7,613
繰延税金負債の純額	△2,577

（１株当たり情報）

１．１株当たりの純資産額	6,142円 19銭
２．１株当たりの当期純利益金額	106円 08銭
３．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	105円 80銭

第117期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,400	8,287	164,099	△2,006	185,780
当期変動額					
剰余金の配当			△1,135		△1,135
親会社株主に帰属する当期純利益			3,764		3,764
自己株式の取得				△1,128	△1,128
自己株式の消却		△1,729		1,729	
自己株式の処分		0		58	58
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		111			111
利益剰余金から資本剰余金への振替		1,729	△1,729		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	111	900	659	1,671
当期末残高	15,400	8,398	165,000	△1,347	187,451

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	36,906	―	△3,031	33,874	174	2,559	222,388
当期変動額							
剰余金の配当							△1,135
親会社株主に帰属する当期純利益							3,764
自己株式の取得							△1,128
自己株式の消却							
自己株式の処分							58
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							111
利益剰余金から資本剰余金への振替							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△22,994	△26	△1,362	△24,382	△27	11	△24,398
当期変動額合計	△22,994	△26	△1,362	△24,382	△27	11	△22,727
当期末残高	13,912	△26	△4,393	9,492	147	2,570	199,661

第117期（2020年３月31日現在）連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

１．連結の範囲に関する事項

（1）連結される子会社及び子法人等　４社

山梨中央保証株式会社
山梨中銀リース株式会社
山梨中銀ディーシーカード株式会社
山梨中銀経営コンサルティング株式会社

（2）非連結の子会社及び子法人等　４社

やまなし新事業応援投資事業有限責任組合
やまなし６次産業化応援投資事業有限責任組合
山梨中銀地方創生投資事業有限責任組合
山梨中銀ＳＤＧｓ投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

なお、山梨中銀ＳＤＧｓ投資事業有限責任組合は、当連結会計年度に新規設立いたしました。

２．持分法の適用に関する事項

（1）持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

（2）持分法適用の関連法人等

該当ありません。

（3）持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等　４社

やまなし新事業応援投資事業有限責任組合
やまなし６次産業化応援投資事業有限責任組合
山梨中銀地方創生投資事業有限責任組合
山梨中銀ＳＤＧｓ投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

なお、山梨中銀ＳＤＧｓ投資事業有限責任組合は、当連結会計年度に新規設立いたしました。

（4）持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

３．連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は連結決算日と一致しております。

４．のれんの償却に関する事項

該当ありません。

会計方針に関する事項

1．商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2．有価証券の評価基準及び評価方法
(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。ただし、その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4．固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）
有形固定資産は、主として定率法（ただし、1998年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建　物　　３年～50年
その他の有形固定資産　２年～20年
また、有形固定資産に計上した連結される子会社及び子法人等所有のリース投資資産については、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。
(2) 無形固定資産（リース資産を除く。）
無形固定資産は、定額法により償却しております。
また、無形固定資産に計上した連結される子会社及び子法人等所有のリース投資資産については、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。
(3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。
なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5．貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
貸出条件緩和債権等を有する債務者及びその関連先に係る債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
上記以外の債権（正常先債権及び要注意先債権のうちキャッシュ・フロー見積法を適用した債権を除いた債権）については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金も、主として当行と同一の方法により計上しております。
6．賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
7．役員賞与引当金の計上基準
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

8．役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金内規に基づく当連結会計年度末現在の要支給額を計上しております。
9．睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
10. 偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
11. 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。
また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理
12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
13. リース取引の収益・費用の計上基準
(貸手側)
ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
14. 重要なヘッジ会計の方法
金利リスク・ヘッジ
金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象である金融資産から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として取引ごとに個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。
ヘッジの有効性の評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件が概ね同一であることをもって有効性の評価に代えております。
15. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は今後一定程度継続すると想定しております。この期間において一部の業種等への影響は一時的に深刻となるものの、政府や自治体の経済対策や金融機関による支援等により、貸出金に多額の損失が発生する事態には至らないという仮定をおいております。ただし、収束が遅延し、影響が長期化した場合には将来において追加的な損失が発生する可能性があります。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1．関係会社の出資金総額（連結される子会社及び子法人等の株式を除く。）　988百万円
2．貸出金のうち、破綻先債権額は2,602百万円、延滞債権額は19,355百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は12百万円であります。
なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,855百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は26,825百万円であります。
なお、上記２．から５．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号　2002年２月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,985百万円であります。
7．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	302,708百万円
担保資産に対応する債務	
預金	26,428百万円
債券貸借取引受入担保金	35,349百万円
借用金	206,597百万円

また、その他資産には、中央清算機関差入証拠金60,000百万円、金融商品等差入担保金300百万円及び保証金277百万円が含まれております。
8．借用金のうち888百万円の担保として、未経過リース期間に係るリース契約債権（「その他資産」に含まれるリース投資資産とリース投資資産に係る受取利息相当額の合計額）1,219百万円を供しております。
9．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は394,450百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが370,852百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 有形固定資産の減価償却累計額　34,390百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額　740百万円
12.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は5,443百万円であります。
13. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額　105百万円

（連結損益計算書関係）

1．「その他経常収益」には、株式等売却益2,066百万円を含んでおります。
2．「その他の経常費用」には、投資信託解約損4,014百万円、株式等売却損537百万円及び株式等償却158百万円を含んでおります。
3．以下の資産グループについて、地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失額
山梨県内	営業用資産	土地及び建物等	293
	遊休資産	土地	274
山梨県外	営業用資産	その他の有形固定資産	5
合　計	—	—	574

資産のグルーピングの方法は、営業用資産は原則として営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）、遊休資産は各々の資産単位としております。また、本店、電算センター、社宅・寮等は共用資産としております。
回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価額等合理的に算定された価額から処分費用見込額を控除して算定し、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを割り引いて算定しております。
なお、当連結会計年度の回収可能価額の算定において、使用価値による場合の割引率は1.9％であります。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘　要
発行済株式					
普通株式	33,983	—	1,200	32,783	（注１）
自己株式					
普通株式	962	1,200	1,228	934	（注２、３）

（注）１．当連結会計年度中の発行済株式の減少株式数は、自己株式の消却による減少であります。
２．当連結会計年度中の自己株式の増加株式数の内訳は以下のとおりであります。
取締役会決議による自己株式の取得による増加　1,200千株
単元未満株式の買取請求による増加　0千株
３．当連結会計年度中の自己株式の減少株式数の内訳は以下のとおりであります。
ストック・オプションの権利行使による減少　28千株
自己株式の消却による減少　1,200千株
単元未満株式の買増請求による減少　0千株

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	—					147	
合　計		—					147	

3．配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年６月25日定時株主総会	普通株式	577百万円	17.50円	2019年３月31日	2019年６月26日
2019年11月14日取締役会	普通株式	557百万円	17.50円	2019年９月30日	2019年12月４日
合計		1,135百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2020年６月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額 557百万円
② １株当たり配当額 17円50銭
③ 基準日 2020年３月31日
④ 効力発生日 2020年６月25日

なお、配当原資は、利益剰余金とすることを予定しております。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業を中心にリース業、クレジットカード業等の金融サービスに係る事業を行っております。銀行業では、預金業務、貸出業務を中心に、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託業務、国債等公共債・投資信託・保険の窓口販売業務などを行っております。また、短期的な資金繰りの調整のために、インターバンク市場においてコールローン及びコールマネー取引等を行っております。このほか、デリバティブ取引としては、金利や為替の変動リスクのヘッジを主な目的として、金利スワップ取引、為替予約取引、通貨スワップ取引等を行うことがありますが、仕組みが複雑で投機的な取引は行わない方針であります。なお、金利変動リスクを伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響を被らないように、資産及び負債の総合的管理（ＡＬＭ）を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先に対する貸出金及び国内外の有価証券であります。貸出金には、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。有価証券は、主に債券、株式及び投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。また、一部の有価証券は、売買目的で保有しております。これらには、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

当行グループは、お客さまからの預金を主な調達原資としており、財務内容の健全性を維持することで、安定的な資金調達を確保しておりますが、予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保ができなくなる流動性リスクがあります。

デリバティブ取引には、他の取引と同様に、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等があります。なお、デリバティブ取引のうち、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号　2002年７月29日）等に準拠する行内基準に基づき、ヘッジ会計の要件を満たす取引については、ヘッジ会計を適用いたします。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、信用リスクへの対応として、審査体制の整備や人材の育成を進めるとともに、信用リスク管理の高度化に積極的に取り組んでおります。審査体制については、審査部門の独立性を堅持し、事前審査・中間審査・債権保全における厳格な審査及び与信実行後の管理を行っております。日々の業務運営では、営業部門と審査部門あるいは本部と営業店が相互牽制機能を発揮するなかで、融資規定の遵守と適切な運用に努めるほか、融資支援システムの活用などのシステムサポートの充実にも努めております。さらに、刻々と変動するリスクに対応するために、定期的あるいは随時行う信用格付及び自己査定を通して、貸出先の実態把握に努めております。また、地方銀行協会加盟行の共同事業である信用リスク情報統合サービスを導入し、バリュー・アット・リスク（過去のデータ等に基づき、今後の一定期間において、特定の確率で、保有する金融商品に生じ得る損失額の推計値。以下、「ＶａＲ」という。）のより精緻な計量化を目指すなど、信用リスク管理の高度化に積極的に取り組んでおります。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理部署において、信用情報、時価及びＶａＲの把握を行うことで管理しております。

これらの管理状況につきましては、定期的にＡＬＭ委員会及び取締役会等において経営陣に報告しております。

② 市場リスクの管理

（ⅰ）金利リスクの管理

当行グループは、多様な金融サービスに対するお客さまのニーズに適切に対応するとともに、銀行全体の収益力向上に資するべく、銀行勘定全体の金利リスク管理を行うことを基本方針としております。具体的には、経営陣を主要メンバーとするＡＬＭ委員会において、金利リスクを適切にコントロールするため、「金利リスクヘッジに関する基本方針」を原則半期毎に策定し、金利変動に対する施策の検討を行い、定期的に見直しております。また、毎月開催されるＡＬＭ委員会においては、金利予測委員会の作成した金利予測レポートについて検討を行うほか、銀行勘定全体の金利リスク量の推移を注視しております。リスク管理部署においては、銀行勘定の金利リスク量について、ＶａＲ及びベーシス・ポイント・バリュー（例えば、金利が１ベーシス・ポイント（0.01％）変化したときの価値の変動。）を算出して管理しております。このほか、各リスクカテゴリーにまたがるストレスシナリオによるストレステストも併せて実施しており、定期的にＡＬＭ委員会及び取締役会等において経営陣に報告しております。

（ⅱ）為替リスクの管理

当行グループは、リスク管理部署において、為替の変動リスクを外国為替持高及びＶａＲの把握により管理し、定期的にＡＬＭ委員会及び取締役会等において経営陣に報告しております。為替リスクの大半は、為替予約取引等によりヘッジいたします。

（ⅲ）価格変動リスクの管理

有価証券を含む運用商品の保有については、「市場取引業務において、公正性の確保と迅速な対応を図るなか、計測及び管理が可能なリスクについては、収益や自己資本等経営体力の裏付けを前提に能動的に一定のリスクを取り収益機会を捉える」というリスク管理の基本方針に則り、リスク管理を行っております。運用計画については、先行きの金利及び株式相場の見通しに基づく期待収益率、相場変動リスク並びに運用対象間の相関関係を考慮した市場部門のリスク・リターンを検討し、ＡＬＭ委員会の審議を経て決定しております。株式等の価格変動リスクの計測は、ＶａＲによって行っております。ＡＬＭ委員会において、リスク限度額に対するＶａＲ及びストレステストの結果をモニタリングし、健全性の確保及び収益の獲得の両立に努めております。

（ⅳ）デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、当行のリスク管理基準に基づき、ポジション限度額の設定及びロスカットルールの厳正な運用等に努め、損益に大きな影響を及ぼさないよう強固な管理態勢の維持を図っており、定期的にＡＬＭ委員会及び取締役会等において経営陣に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、資金の運用・調達期間のミスマッチの管理及び流動性の高い資産の保持等によって、流動性リスクを管理しております。不測の資金流出に備えた流動性の高い支払準備資産の保持等により、資金繰りリスクを回避し、円滑な資金繰りを確保しており、定期的にリスク管理委員会及び取締役会等において経営陣に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません ((注２)参照)。

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時　価(百万円)	差　額(百万円)
(1) 現金預け金	357,267	357,267	―
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	5,443	5,437	△6
その他有価証券	1,213,875	1,213,875	―
(3) 貸出金	1,801,580		
未収収益（貸出金利息）	539		
前受収益（貸出金利息及び保証料）（＊１）	△1,699		
貸倒引当金（＊２）	△11,144		
	1,789,275	1,797,588	8,313
(4) その他資産			
中央清算機関差入証拠金	60,000	60,000	―
資産計	3,425,861	3,434,169	8,307
(1) 預金	2,976,587		
未払費用（預金利息）	230		
	2,976,818	2,976,855	37
(2) 譲渡性預金	56,907		
未払費用（譲渡性預金利息）	1		
	56,909	56,910	1
(3) 債券貸借取引受入担保金	35,349	35,349	―
(4) 借用金	207,485	207,484	△0
負債計	3,276,562	3,276,600	37
デリバティブ取引（＊３）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	47	47	―
ヘッジ会計が適用されているもの	(38)	(38)	―
デリバティブ取引計	9	9	―

（＊１） 貸出金の前受利息及び保証業務を行っている連結される子会社及び子法人等の前受保証料であります。

（＊２） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊３） その他資産又はその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して純額表示しております。なお、負債計上額が資産計上額を上回る項目については、（　）で表示しております。

（注１） 金融商品の時価の算定方法

資　産

（1）現金預け金

満期のない預け金については、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。

（2）有価証券

株式は取引所の価格によっております。債券については、取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によるほか、自行保証付私募債については、発行体の内部格付、期間に基づく区分ごとの見積将来キャッシュ・フローを、無リスクの利率に信用リスクや経費率等を反映させた利率で割り引いた価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格等によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

（3）貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとの見積将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率若しくは無リスクの利率に信用リスクや経費率等を反映させた利率で割り引いて時価を算出しております。

なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における取得原価又は償却原価から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等により、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。

（4）その他資産

中央清算機関差入証拠金については、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。

負　債

（1）預金、及び（2）譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、期間に基づく区分ごとの見積将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（3）債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（4）借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借用金の元利金の合計額を、同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関係取引（金利スワップ取引等）、通貨関連取引（為替予約取引、通貨スワップ取引等）であり、割引現在価値等により時価を算出しております。

（注２） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等に関する事項の「資産（2）有価証券」には含まれておりません。

区　分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式（＊１）（＊２）	760
組合出資金（＊３）	3,436
合　計	4,196

（＊１） 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

（＊２） その他有価証券に区分しており、当連結会計年度における減損処理額は４百万円であります。

（＊３） 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1．売買目的有価証券（2020年３月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 （百万円）
売買目的有価証券	―

2．満期保有目的の債券（2020年３月31日現在）

	種　類	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時　価 （百万円）	差　額 （百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	社　債	2,890	2,901	10
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	社　債	2,553	2,535	△17
合　計		5,443	5,437	△6

3．その他有価証券（2020年３月31日現在）

	種　類	連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差　額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	36,818	14,256	22,561
	債　券	487,219	474,252	12,966
	国　債	305,852	295,434	10,418
	地方債	132,659	130,841	1,817
	社　債	48,707	47,976	730
	その他	245,066	234,820	10,245
	うち外国証券	57,736	54,091	3,645
	小　計	769,104	723,330	45,774
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	11,653	14,632	△2,979
	債　券	197,905	199,668	△1,763
	国　債	8,466	8,560	△93
	地方債	136,124	137,106	△981
	社　債	53,313	54,002	△688
	その他	235,212	256,112	△20,899
	うち外国証券	1,971	2,033	△61
	小　計	444,771	470,414	△25,642
合　計		1,213,875	1,193,744	20,131

4．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

該当ありません。

5．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株　式	3,828	1,360	488
債　券	30,366	158	―
国　債	30,366	158	―
地方債	―	―	―
社　債	―	―	―
その他	30,061	2,090	49
うち外国証券	5,695	106	―
合　計	64,256	3,609	537

6．保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7．減損処理を行った有価証券
売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。
当連結会計年度における減損処理額は、256百万円（うち、株式154百万円、債券102百万円）であります。
また、時価が「著しく下落した」と判断し、減損処理する基準は以下のとおりであります。
（1）連結決算日における当該有価証券の時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄については一律減損処理。
（2）下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去１年間の時価水準を勘案したうえで、回復の可能性がない銘柄について減損処理。
（3）下落率が30%未満の銘柄については、発行者の財政状態等を勘案し、必要と認める場合に減損処理。

（金銭の信託関係）

1．運用目的の金銭の信託（2020年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	9,991	△2

2．満期保有目的の金銭の信託（2020年３月31日現在）
該当ありません。

3．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2020年３月31日現在）
該当ありません。

（ストック・オプション等関係）

1．ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
営業経費　31百万円

2．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
（1）ストック・オプションの内容

	2011年ストック・オプション	2012年ストック・オプション	2013年ストック・オプション	2014年ストック・オプション	2015年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役(社外取締役を除く)　12名	当行取締役(社外取締役を除く)　12名	当行取締役(社外取締役を除く)　12名	当行取締役(社外取締役を除く)　11名	当行取締役(社外取締役を除く)　12名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	普通株式 20,440株	普通株式 24,980株	普通株式 20,480株	普通株式 16,060株	普通株式 13,440株
付与日	2011年７月29日	2012年７月30日	2013年７月29日	2014年７月25日	2015年７月29日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2011年７月30日から 2041年７月29日まで	2012年７月31日から 2042年７月30日まで	2013年７月30日から 2043年７月29日まで	2014年７月26日から 2044年７月25日まで	2015年７月30日から 2045年７月29日まで

	2016年ストック・オプション	2017年ストック・オプション	2018年ストック・オプション	2019年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役(社外取締役を除く)　13名	当行取締役(社外取締役を除く)　13名	当行取締役(社外取締役を除く)　12名	当行取締役(社外取締役を除く)　10名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	普通株式 22,160株	普通株式 18,060株	普通株式 16,540株	普通株式 29,900株
付与日	2016年７月29日	2017年７月28日	2018年７月26日	2019年７月26日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2016年７月30日から 2046年７月29日まで	2017年７月29日から 2047年７月28日まで	2018年７月27日から 2048年７月26日まで	2019年７月27日から 2049年７月26日まで

（注）2018年10月１日付で行った５株を１株とする株式併合後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	2011年ストック・オプション	2012年ストック・オプション	2013年ストック・オプション	2014年ストック・オプション	2015年ストック・オプション
権利確定前（株）					
前連結会計年度末	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後（株）					
前連結会計年度末	6,820	8,340	8,740	7,120	7,900
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	840	1,040	2,900	2,380	3,520
失効	—	—	—	—	—
未行使残	5,980	7,300	5,840	4,740	4,380

	2016年ストック・オプション	2017年ストック・オプション	2018年ストック・オプション	2019年ストック・オプション
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	29,900
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	29,900
未確定残	—	—	—	—
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	14,240	16,300	16,540	—
権利確定	—	—	—	29,900
権利行使	5,600	6,040	5,740	—
失効	—	—	—	—
未行使残	8,640	10,260	10,800	29,900

（注）2018年10月１日付で行った５株を１株とする株式併合後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2011年ストック・オプション	2012年ストック・オプション	2013年ストック・オプション	2014年ストック・オプション	2015年ストック・オプション
権利行使価格（円）	1	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	1,174	1,174	1,174	1,174	1,174
付与日における公正な評価単価（円）	1,580	1,570	1,855	2,215	2,675

	2016年ストック・オプション	2017年ストック・オプション	2018年ストック・オプション	2019年ストック・オプション
権利行使価格（円）	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	1,174	1,174	1,174	—
付与日における公正な評価単価（円）	2,025	2,115	2,050	1,061

（注）「行使時平均株価」及び「付与日における公正な評価単価」は、2018年10月１日付で行った５株を１株とする株式併合後の価格に換算して記載しております。

3．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
　当連結会計年度において付与された2019年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。
(1) 使用した評価技法　ブラック・ショールズ式
(2) 主な基礎数値及び見積方法

	2019年ストック・オプション
株価変動性（注１）	31.1％
予想残存期間（注２）	2.9年
予想配当（注３）	35円00銭／株
無リスク利子率（注４）	△0.21％

（注）１　予想残存期間に対応する期間（2016年８月22日の週から2019年７月22日の週までの週次）の株価実績に基づき算定しております。
２　過去に退任した取締役（社外取締役を除く）の平均在任期間を基に予想残存期間を見積もっております。
３　2019年３月期の配当実績によります。2018年10月１日付で行った５株を１株とする株式併合を考慮し、年額換算しております。
４　予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4．ストック・オプションの権利確定数の見積方法
基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（賃貸等不動産関係）

該当ありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付に係る負債	4,642百万円
貸倒引当金	2,722
有価証券償却	1,295
減価償却費	517
その他	2,144
繰延税金資産小計	11,322
評価性引当額	△4,116
繰延税金資産合計	7,205
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△6,057
その他	△1,778
繰延税金負債合計	△7,836
繰延税金負債の純額	△631

（１株当たり情報）

１．１株当たりの純資産額	6,183円 83銭
２．１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	116円 43銭
３．潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	116円 13銭

（退職給付関係）

退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	31,023百万円
年金資産	△33,424
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△2,400
退職給付に係る負債	―
退職給付に係る資産	△2,400